

羽保高第 2 4 0 4 号
平成 1 9 年 9 月 1 4 日

指定居宅介護（介護予防）支援事業者
代表者・管理者 様

羽曳野市保健福祉部高年介護課長

通院等乗降介助における家族の同乗に係る取扱いについて（通知）

平素は、本市の介護保険事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、「通院等乗降介助サービスに伴う制度の周知について」（平成 17 年 12 月 7 日付、羽保高第 3625 号 高年介護課長通知）において、「通院等乗降介助に於ける、家族等の同乗についての基本的考え方」を提示するとともに、その必要がある場合においては羽曳野市（高年介護課）に、その必要性が明確に位置づけられている「居宅サービス計画書」（第 1 表～ 3 表）の提出を行い、市において、その必要性を検証し、当該居宅要介護者の通院等乗降介助における家族の同乗を確認しているところです。

今般、その事務手続き等を明確化するために、別紙「事務取扱要領」を策定し、新たに届出書の提出及び確認書の交付を行うこととしましたので、御理解と御協力をお願いします。

なお、事務取扱要領は本市ホームページ（介護保険制度等行政情報 BOX）に掲載予定ですので、届出書をダウンロードし、使用してください。

記

1. 取扱要領及び届出書 別紙のとおり
2. 対象月 平成 1 9 年 1 0 月サービス提供分より適用

なお、現に通院等乗降介助における家族の同乗を行っている場合で、市へのサービス計画の提出を行っていないケースがあれば、速やかに取扱要領にもとづく届出を行ってください。

担当・お問い合わせ先
羽曳野市保健福祉部高年介護課
企画調整担当 片上、渡辺
電話 0 7 2 9 5 8 - 1 1 1 1 内線 1 3 6 1
Fax 0 7 2 9 5 0 - 2 5 3 6
E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.jp